

新規上場申請のための四半期報告書

(第21期第3四半期)

自 2020年4月1日

至 2020年12月31日

株式会社ペルセウスプロテオミクス

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	17
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	18
(5) 大株主の状況	19
(6) 議決権の状況	19
2 役員の状況	19
第4 経理の状況	20
1 四半期財務諸表	21
(1) 四半期貸借対照表	21
(2) 四半期損益計算書	22
2 その他	24
第二部 提出会社の保証会社等の情報	25

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年5月19日
【四半期会計期間】	第21期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社ペルセウスプロテオミクス
【英訳名】	Perseus Proteomics Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 横川 拓哉
【本店の所在の場所】	東京都目黒区駒場四丁目7番6号
【電話番号】	03-5738-1705(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 鈴川 信一
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区駒場四丁目7番6号
【電話番号】	03-5738-1705(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 鈴川 信一

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第21期 第3四半期累計期間	第20期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(千円)	50,120	85,759
経常損失(△)	(千円)	△287,533	△834,362
四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△288,978	△841,731
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	604,000	799,970
発行済株式総数	(株)	8,386,400	6,146,400
普通株式		2,561,100	6,146,400
A種優先株式		3,585,300	
B種優先株式		2,240,000	
純資産額	(千円)	1,207,951	485,889
総資産額	(千円)	1,306,985	547,889
1株当たり四半期(当期)純損失(△)	(円)	△44.15	△136.95
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	92.2	88.7

回次		第21期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△13.76

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、無配のため、記載しておりません。
6. 第21期第3四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第20期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビュー及び監査を受けております。

7. 当社は、2019年12月10日開催の株主総会決議により、2019年12月11日付で発行可能株式総数を800,000株に変更の上、普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

（1）経営成績の状況

当第3四半期累計期間における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって依然として厳しい状況にあります。国内では持ち直しの傾向も見られましたが、世界各国でも感染症拡大は継続しており、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

このような状況下、当社におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高は減少しましたが、改善の兆しも見られました。治験については、一時的な遅れが生じたものの、影響は限定的となり、順調に進捗しております。

各領域における当第3四半期累計期間の事業活動の概況は次のとおりです。

① 創薬

当社の効率的な抗体取得プラットフォームを活用して、アンメット・メディカル・ニーズを満たすべく、主ながん領域で抗体開発を進めております。シーズ探索で得られた候補抗体のうち、多面的な検討から先ず選別された GPC3、CDH3、トランスフェリン受容体(TfR)を標的とした3つの抗体の開発を進めているほか、これに続く多くの候補抗体が研究開発段階にあります。当社の主要パイプラインの開発状況は次のとおりです。

a. PPMX-T001

PPMX-T001 は、肝臓がんが高い発現率が見られる GPC3 を標的としています。2006年に特許を受ける権利等を譲渡した中外製薬株式会社によって、肝臓がん等治療薬として「GC33」及び「ERY974」という2種類の異なる形態での薬剤開発が進められています。GC33は、単剤では臨床薬理効果は示せませんでした。免疫療法のアゼプリズマブとの併用による第I相試験では、患者での有効性が確認されたことが学会で発表されています。ERY974(抗 GPC3-抗 CD3)は、2つの標的に同時に結合することができるバイスペシフィック抗体で、2016年に米国及び欧州で開始された第I相試験が2019年8月に終了し、現在は国内で第I相試験が進められています。

b. PPMX-T002

PPMX-T002 は細胞間接着因子と考えられている CDH3 を標的としています。2011年に当社と実施許諾契約を締結した富士フィルム株式会社（以下富士フィルム）によって、放射性同位体 (RI) を標識した抗がん剤として開発が進められています。進行性固形がん患者に対して、富士フィルムが米国で行った第I相試験の結果、PPMX-T002 が、投与された患者のがん組織に集積することが認められたほか、一部症例においては腫瘍の縮小が確認されました。現在は第I相試験を拡大し、最大耐用量で症例数を増やして、日本の厚生労働省の定める第II相試験相当が行われています。

さらに、現在、富士フィルム富山化学株式会社により、国内での第I相試験も進められています。

c. PPMX-T003

PPMX-T003 は、当社独自のスクリーニング技術である ICOS 法を用いて取得したユニークな完全ヒト抗体であり、TfR を標的としております。TfR は細胞内への鉄の取り込みに関与しており、がん細胞に多く発現します。当社の PPMX-T003 は、TfR に結合し、がん細胞内への鉄の取り込みを阻害することで、強力な抗腫瘍効果を発揮します。当社は、国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) 研究開発成果最適展開支援プログラムの支援を受けて、サルを用いた非臨床毒性試験を完了した後、自社での企業治験に切り替え、血液がんの一種である真性多血症治療薬の開発を目指し、健常人での安全性を確認するため、2019年11月に国内で第I相試験を開始しました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、一時的に治験が中断されましたが、その後再開され、順調に進捗しております。

また、真性多血症、急性骨髄性白血病、悪性リンパ腫等の血液がん及び固形がんの治療薬としての作用機序を明確化するため、順天堂大学、名古屋大学、藤田医科大学、群馬大学と共同で臨床効果に関する創薬研究を推進しております。

d. PPMX-T004

PPMX-T004 は、PPMX-T002 と同じ CDH3 を標的としており、薬物を標識した抗体薬物複合体(ADC)です。ADC は抗体に標識した薬物を細胞内に取り込ませることで、対象とした細胞を特異的に殺傷することができるため、患者自身の免疫機能の状態に関わらず高い臨床効果が期待できます。また、RI を使用していないため、使用する設備の制約も受けません。本抗体は2015年9月に富士フィルムに導出しておりますが、同社との契約により、開発状況は開示していません。

② 抗体研究支援

当第3四半期累計期間において、複数の抗体研究を受託しております。

③ 抗体・試薬販売

研究用抗体・試薬の販売は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて落ち込みましたが、改善の兆しが見えております。また、新型コロナウイルス感染症による肺炎等の重症化予測診断薬としての活用も検討しております。

この結果、当第3四半期累計期間における売上高は50,120千円、営業損失は288,073千円、経常損失は287,533千円、四半期純損失は288,978千円となりました。経営成績の分析については、次のとおりです。

(売上高)

当第3四半期累計期間における売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、50,120千円となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により研究機関の研究活動が停滞したためと考えております。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期累計期間の売上原価は、抗体研究支援における研究受託の減少及び研究用抗体・試薬販売の減少により2,071千円となりました。この結果、当第3四半期累計期間の売上総利益は、48,048千円となりました。(販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失、四半期純損失)

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、336,121千円となりました。販売費及び一般管理費の減少の主な要因は、研究開発費を押し上げる要因であった治験薬の製造が前年度で終了したことであり、研究開発費は214,261千円となりました。

この結果、営業損失は、288,073千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当第3四半期累計期間の営業外収益は、11,139千円となりました。主なものは、新型コロナ感染症関連の助成金収入11,040千円であります。

当第3四半期累計期間の営業外費用は、10,600千円となりました。主なものは、第三者割当増資に係る支払手数料4,433千円及び租税公課3,527千円であります。

この結果、経常損失は、287,533千円となりました。

(特別利益、特別損失、当期純損失)

当第3四半期累計期間の特別利益及び特別損失の計上はありません。

これらの結果を受け、当第3四半期累計期間の四半期純損失は、288,978千円となりました。

なお、セグメントの業績については、当社の事業セグメントは医薬品事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第3四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ759,096千円増加し、1,306,985千円となりました。主な要因は、当第3四半期に第三者割当増資を実施したことにより、現金及び預金が764,718千円増加したことあります。

(負債)

当第3四半期会計期間末の負債は、前事業年度末に比べ37,035千円増加し、99,034千円となりました。

主な要因は、PPMX-T003の健常人の第I相試験を実施している病院に対する未払金が増加したことにより未払金が32,457千円増加したことあります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ722,061千円増加し、1,207,951千円となりました。第2四半期に欠損填補のための減資を行い、資本金が699,970千円、資本剰余金が671,280千円それぞれ減少しましたが、当第3四半期に第三者割当増資を行い、資本金が504,000千円、資本剰余金が504,000千円それぞれ増加し、その結果、資本金が604,000千円、資本剰余金が889,889千円となりました。利益剰余金は、第2四半期の減資により1,371,250千円の欠損を填補し、△288,978千円となりました。また、当第3四半期に有償新株予約権を発行し、新株予約権が3,040千円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計方針及び見積りに記載した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、214,261千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の主な研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,174,700
A種優先株式	3,585,300
B種優先株式	2,240,000
計	24,000,000

(注) 1. 2020年10月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月13日付で定款の一部変更を行い、新たな株式の種類としてA種優先株式及びB種優先株式を追加し、以下のとおり各種類の発行可能種類株式総数を規定しました。

普通株式	18,174,700株
A種優先株式	3,585,300株
B種優先株式	2,240,000株

2. 2021年3月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年3月10日付でA種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めが廃止され、発行可能株式総数は普通株式のみの24,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年5月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,561,100	8,386,400	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
A種優先株式	3,585,300	—	非上場	(注) 1、3、4、5
B種優先株式	2,240,000	—	非上場	(注) 2、3、4、5
計	8,386,400	8,386,400	—	—

- (注) 1. 2020年10月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月13日付で定款の一部変更を行い、発行済普通株式の一部3,585,300株をA種優先株式に変更しております。
2. 2020年11月10日及び2020年11月30日を払込期日とする第三者割当増資による新株式(B種優先株式)の発行により、B種優先株式が2,240,000株増加し、発行済株式総数が8,386,400株に増加しております。
3. 当社におけるすべての種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
4. A種優先株式とB種優先株式の内容は、次のとおりであります。

I 残余財産の分配

- 当社は、残余財産を分配するときは、株主名簿に記載され又は記録されたB種優先株式の保有者(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録質権者」という。)に対し、株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の保有者(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)及び普通株式の保有者(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、金450円(以下「B種優先分配額」という。)を分配する。
- B種優先分配額の全額が支払われた後に、残余財産があるときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金391円(以下「A種優先分配額」という。)を分配する。
- B種優先分配額、およびA種優先分配額の全額が支払われた後に、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者には、B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産に、その時点におけるB種優先転換比率(Ⅱ2に定められる。)を乗じて得られる額の分配を、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者には、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産に、その時点におけるA種優先転換比率(Ⅱ1に定められる。)を乗じて得られる額の分配をする。

4. A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

- (1) A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

- (3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

5. B種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

- (1) B種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、B種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) B種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、B種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行B種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（B種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行B種優先株式数」は「処分する自己株式（B種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行B種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行B種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行B種優先株式数} + \text{新発行B種優先株式数}}$$

- (3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

II 普通株式と引換えにする取得請求権

1. A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「A種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

- (1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるA種取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 上記(1)のA種優先株式の基準価額（以下「A種基準価額」という。）及び取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、391円とする。

2. B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式の全部又は一部につき、当社がB種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「B種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「B種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるB種取得請求権の行使により各B種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{B種取得比率} = \frac{\text{B種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 上記(1)のB種優先株式の基準価額（以下「B種基準価額」という。）及び取得価額（以下「B種取得価額」という。）は、450円とする。

III 取得価額等の調整

1. 「II 普通株式と引換えにする取得請求権」の第1項に定めるA種基準価額及びA種取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、A種取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A種取得請求権の行使その他潜在株式等（下記②において定義する。）の取得原因（下記②において定義する。）の発生による場合を除く。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等が発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（A種優先株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

$$\begin{array}{r} \text{既発行} \quad \text{当該調整前} \quad \text{新発行} \quad \text{1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{A種取得価額} \quad + \quad \text{株式数} \times \text{払込金額} \\ \text{調整後A種取得価額} = \frac{\quad}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{array}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のA種取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、(ii)発行済取得請求権付株式又は取得条項付株式（当社の普通株式を交付する旨の定めがあるものに限り、当社の保有するものを除く。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)A種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii)当社がストックオプション目的で当社の取締役、監査役、従業員、社外アドバイザー等に対して新株予約権を発行する場合（但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合に限る。）には行われない。

(2) 株式の分割又は併合による調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後 A 種取得価額} = \text{当該調整前 A 種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてA種取得価額及び/又はA種基準価額の調整を行うものとする。

- ①資本減少、時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ③上記のほか、当社の普通株式の価値に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると取締役会が合理的に判断する場合。

2. 前項の規定は、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」の第2項に定めるB種基準価額及びB種取得価額の調整に関しても準用するものとし、この場合において「A種」とあるのは、「B種」と読み替えるものとする。

IV 普通株式と引換えにする取得

当社は、A種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式及びB種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主及びB種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「III 取得価額等の調整」の定めを準用する。但し、A種優先株主及びB種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

V 議決権

1. A種優先株主は、当社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
2. B種優先株主は、当社株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

VI 株式の分割、併合及び株主割当て等

1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
2. 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本「VI 株式の分割、併合及び株主割当て等」において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。
3. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
5. 2021年2月22日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年3月10日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式は、2021年3月10日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。これにより、発行済株式総数は、普通株式8,386,400株となりました。
6. 2020年10月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月13日付で定款の一部変更を行い、単元株制度を廃止しましたが、2021年3月10日開催の臨時株主総会決議に基づき2021年3月10日付で定款の一部変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

(a) 第23回新株予約権（2020年10月13日臨時株主総会決議に基づく2020年10月13日取締役会決議）

決議年月日	2020年10月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2
新株予約権の数（個）※	1,965 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 196,500 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	391 （注）2
新株予約権の行使期間※	自 2020年10月14日 至 2030年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 399.80 資本組入額 199.90
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※ 新株予約権の発行時（2020年10月14日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日の前月末現在において100株であり、新株予約権1個につき880円で有償発行しております。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- a. 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
- b. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

④ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

⑤ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
以下に準じて決定する。
- a. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(b) 第24回新株予約権 (2020年10月13日臨時株主総会決議に基づく2020年10月13日取締役会決議)

決議年月日	2020年10月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 4
新株予約権の数(個)※	596 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 59,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	391 (注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2022年10月14日 至 2030年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 391 資本組入額 195.50
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 新株予約権の発行時(2020年10月14日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日の前月末現在において100株であります。
なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
以下に準じて決定する。
 - a. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(c) 第25回新株予約権（2020年12月17日臨時株主総会決議に基づく2020年12月17日取締役会決議）

決議年月日	2020年12月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4
新株予約権の数（個）※	1,490 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 149,000 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	391 （注）2
新株予約権の行使期間※	自 2020年12月18日 至 2030年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 399.80 資本組入額 199.90
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※ 新株予約権の発行時（2020年12月18日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日の前月末現在において100株であり、新株予約権1個につき880円で有償発行しております。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ④ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ⑤ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
以下に準じて決定する。
 - a. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(d) 第26回新株予約権（2020年12月17日臨時株主総会決議に基づく2020年12月17日取締役会決議）

決議年月日	2020年12月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 18
新株予約権の数（個）※	750 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 75,000 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	391 （注）2
新株予約権の行使期間※	自 2022年12月18日 至 2030年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 391 資本組入額 195.50
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※ 新株予約権の発行時（2020年12月18日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日の前月末現在において100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年10月13日 (注) 1	普通株式 △3,585,300 A種優先株式 3,585,300	普通株式 2,561,100 A種優先株式 3,585,300	—	100,000	—	385,889
2020年11月10日 (注) 2	B種優先株式 1,910,800	普通株式 2,561,100 A種優先株式 3,585,300 B種優先株式 1,910,800	429,930	529,930	429,930	815,819
2020年11月30日 (注) 3	B種優先株式 329,200	普通株式 2,561,100 A種優先株式 3,585,300 B種優先株式 2,240,000	74,070	604,000	74,070	889,889

(注) 1. 2020年10月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月13日付で定款の一部変更を行い、発行済普通株式の一部3,585,300株をA種優先株式に変更しております。

保有者 NVCC 8号投資事業有限責任組合 無限責任組員 日本ベンチャーキャピタル株式会社
富士フイルム株式会社
イノベーション・エンジン産業創出投資事業有限責任組合 無限責任組員 イノベーション・エンジン株式会社
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合 無限責任組員 みずほキャピタル株式会社
三菱UFJキャピタル株式会社
SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合 無限責任組員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社

2. 2020年11月10日を払込期日とする第三者割当増資による新株式(B種優先株式)の発行により、B種優先株式が1,910,800株増加し、発行済株式総数が8,057,200株に増加しております。

発行価格 450円

資本組入額 225円

割当先 DBJキャピタル投資事業有限責任組合 無限責任組員 DBJキャピタル株式会社
SBI 4&5 投資事業有限責任組合 無限責任組員 SBIインベストメント株式会社
エムスリー株式会社
イノベーション京都2016投資事業有限責任組合 無限責任組員 京都大学イノベーションキャピタル株式会社
アクシル・ライフサイエンス&ヘルスケアファンド1号投資事業有限責任組合 無限責任組員
アクシル・キャピタル・パートナーズ有限責任事業組合
GA 3号投資組合
GA 4号投資組合

3. 2020年11月30日を払込期日とする第三者割当増資による新株式(B種優先株式)の発行により、B種優先株式が329,200株増加し、発行済株式総数が8,386,400株に増加しております。

発行価格 450円

資本組入額 225円

割当先 Newton Biocapital I Pricaf privée SA

4. 2021年2月22日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年3月10日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式は、2021年3月10日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。これにより、発行済株式総数は、普通株式8,386,400株となりました。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,561,100 A種優先株式 3,585,300 B種優先株式 2,240,000	8,386,400	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	8,386,400	—	—
総株主の議決権	—	8,386,400	—

- (注) 1. 2020年10月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月13日付で定款の一部変更を行い、発行済普通株式の一部3,585,300株をA種優先株式に変更しております。
2. 2020年11月10日及び2020年11月30日を払込期日とする第三者割当増資による新株式(B種優先株式)の発行により、B種優先株式が2,240,000株増加し、発行済株式総数が8,386,400株に増加しております。
3. 2021年2月22日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年3月10日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式は、2021年3月10日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。これにより、発行済株式総数は、普通株式8,386,400株となりました。
4. 2020年10月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月13日付で定款の一部変更を行い、単元株制度を廃止しましたが、2021年3月10日開催の臨時株主総会決議に基づき2021年3月10日付で定款の一部変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の株式数は、普通株式8,386,300株、単元未満株式の株式数は100株、発行済株式総数の株式数は、6,146,400株、総株主の議決権の議決権は、83,863個となっております。

② 【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	482,464	1,247,183
売掛金	9,834	10,959
製品	882	907
貯蔵品	1,598	1,203
前渡金	10,770	7,896
前払費用	4,773	12,749
未収消費税	27,497	13,882
その他	343	2,477
流動資産合計	538,165	1,297,261
固定資産		
有形固定資産	0	0
無形固定資産	0	0
投資その他の資産	9,724	9,724
固定資産合計	9,724	9,724
資産合計	547,889	1,306,985
負債の部		
流動負債		
未払金	46,664	79,121
未払費用	6,608	17,730
預り金	1,660	1,829
未払法人税等	7,066	352
流動負債合計	61,999	99,034
負債合計	61,999	99,034
純資産の部		
株主資本		
資本金	799,970	604,000
資本剰余金	1,057,170	889,889
利益剰余金	△1,371,250	△288,978
株主資本合計	485,889	1,204,910
新株予約権	—	3,040
純資産合計	485,889	1,207,951
負債純資産合計	547,889	1,306,985

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	50,120
売上原価	2,071
売上総利益	48,048
販売費及び一般管理費	
研究開発費	214,261
その他	121,859
販売費及び一般管理費合計	336,121
営業損失(△)	△288,073
営業外収益	
受取利息	14
助成金収入	11,040
その他	85
営業外収益合計	11,139
営業外費用	
支払手数料	4,433
租税公課	3,527
為替差損	2,638
営業外費用合計	10,600
経常損失(△)	△287,533
税引前四半期純損失(△)	△287,533
法人税、住民税及び事業税	1,445
法人税等合計	1,445
四半期純損失(△)	△288,978

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 2020年4月1日
至 2020年12月31日)

減価償却費

一千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

2020年6月29日開催の第20回定時株主総会の決議に基づき、2020年9月30日付で減資の効力が発生し、繰越利益剰余金の欠損填補を行ったことにより、資本金が699,970千円、資本剰余金が671,280千円それぞれ減少し、利益剰余金が1,371,250千円増加しております。

2020年11月10日を払込期日とする第三者割当増資によるB種優先株式1,910,800株の発行及び2020年11月30日を払込期日とする第三者割当増資によるB種優先株式329,200株の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ504,000千円増加しております。この結果、当第3四半期会計期間末において、資本金が604,000千円、資本準備金が889,889千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当社の事業セグメントは、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△44円15銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△288,978
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△288,978
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	6,546,022
(うち普通株式)	(2,561,100)
(うちA種優先株式)	(3,585,300)
(うちB種優先株式)	(399,622)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権5種類(新株予約権の数 普通株式838,600株)。なお、新株予約権の概要は、「第3提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 優先株式と普通株式の交換及び自己株式(優先株式)の消却

2021年3月10日付で、A種優先株式、B種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式の全てについて、2021年3月10日付で消却しております。なお、当社は、2021年3月10日開催の臨時株主総会により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得株式数

A種優先株式 3,585,300株

B種優先株式 2,240,000株

(2) 交換により交付した株式数

普通株式 5,825,300株

(3) 交付後の発行済株式総数

普通株式 8,386,400株

2. 単元株制度

2020年10月13日開催の臨時株主総会決議により、同日付で単元株制度を廃止いたしましたが、2021年3月10日開催の臨時株主総会決議により、2021年3月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。単元株式数(売買単位)を100株に統一する事を目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年 5月12日

株式会社ペルセウスプロテオミクス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

西野 聡人 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石井 伸幸 

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペルセウスプロテオミクスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ペルセウスプロテオミクスの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上